

札幌市土木工事共通仕様書

新旧対照表

札幌市土木工事共通仕様書（令和 6 年 10 月版）」を一部改定し、令和 7 年（2025 年） 10 月 1 日より適用する。

札幌市財政局 管財部 工事管理室 技術管理課

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 6 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 1 編 共通編 第 1 章 総則	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 1 編 共通編 第 1 章 総則	
1-1-1-22 建設副産物 7. ～11. (略) 12. 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を記録し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システム※により作成し、工事監督員に提出するとともに 5 年間保管しなければならない。また、工事監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。 ※建設副産物に係る情報入力システムとは、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム <u> </u> 等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供する Excel 形式の様式を活用する。	1-1-1-22 建設副産物 7. ～11. (略) 12. 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を記録し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システム※により作成し、工事監督員に提出するとともに 5 年間保管しなければならない。また、工事監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。 ※建設副産物に係る情報入力システムとは、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム <u>(COBRIS)</u> とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供する Excel 形式の様式を活用する。	諸基準類の改定に伴う変更
1-1-1-36 環境対策 1. ～3. (略) 4. 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) (略) (2) 受注者は、トンネル坑内作業に当たり表 1-7 に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス 2011 年基準に適合するものとして、表 1-7 の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（令和 6 年 4 月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第 3 号、最終改正平成 22 年 3 月 18 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）」第 16 条第 1 項第 2 号、若しくは第 20 条第 1 項第 2 号の口に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 22 年 3 月 18 日付け国総施環第 291 号）」若しくは、「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号、最終改正平成 28 年 8 月 30 日付け国総環第 6 号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）した建設機械を使用することで、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができるものとする。	1-1-1-36 環境対策 1. ～3. (略) 4. 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) (略) (2) 受注者は、トンネル坑内作業に当たり表 1-7 に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス 2011 年基準に適合するものとして、表 1-7 の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（令和元年 改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号、最終改正平成 22 年 3 月 18 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）」第 16 条第 1 項第 2 号、若しくは第 20 条第 1 項第 2 号の口に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 22 年 3 月 18 日付け国総施環第 291 号）」若しくは、「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号、最終改正平成 28 年 8 月 30 日付け国総環第 6 号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）した建設機械を使用することで、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができるものとする。	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 6 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 1 編 共通編 第 1 章 総則	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 1 編 共通編 第 1 章 総則	
1-1-1-38 交通安全管理 1. ～ 4. (略) 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(令和 6 年 7 月 内閣府・国土交通省令第 4 号)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」(道路局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号)、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号)「道路工事保安施設設置基準」(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月)及び「Ⅲ付表. 1. 道路工事に伴う道路標識の設置基準等」に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。	1-1-1-38 交通安全管理 1. ～ 4. (略) 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(令和 5 年 3 月 内閣府・国土交通省令第 1 号)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」(道路局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号)、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号)「道路工事保安施設設置基準」(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月)及び「Ⅲ付表. 1. 道路工事に伴う道路標識の設置基準等」に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更
6. ～ 9. (略) 10. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和 3 年 7 月改正 政令第 198 号)第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可、または道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和 6 年 9 月改正 政令第 272 号)第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和 5 年 6 月改正 法律第 56 号)第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	6. ～ 9. (略) 10. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和 3 年 7 月改正 政令第 198 号)第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可、または道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和 5 年 3 月改正 政令第 54 号)第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和 5 年 5 月改正 法律第 19 号)第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更
1-1-1-40 諸法令の遵守 1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。 (1)～(3) (略) (4) 労働基準法 (令和 6 年 5 月改正法律第 42 号) (5)～(7) (略) (8) 雇用保険法 (令和 6 年 6 月改正法律第 47 号) (9) (略) (10) 健康保険法 (令和 6 年 6 月改正法律第 47 号) (11) 中小企業退職金共済法 (令和 2 年 6 月改正法律第 40 号) (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和 6 年 5 月改正法律第 26 号) (13) 出入国管理及び難民認定法 (令和 5 年 12 月改正法律第 84 号)	1-1-1-40 諸法令の遵守 1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。 (1)～(3) (略) (4) 労働基準法 (令和 2 年 3 月改正法律第 14 号) (5)～(7) (略) (8) 雇用保険法 (令和 4 年 3 月改正法律第 12 号) (9) (略) (10) 健康保険法 (令和 5 年 5 月改正法律第 31 号) (11) 中小企業退職金共済法 (令和 2 年 6 月改正法律第 40 号) (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和 4 年 3 月改正法律第 12 号) (13) 出入国管理及び難民認定法 (令和 4 年 12 月改正法律第 97 号)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 6 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 1 編 共通編 第 1 章 総則 (14) 道路法 (令和 5 年 5 月改正法律第 34 号) (15) 道路交通法 (令和 5 年 6 月改正法律第 56 号) (16) 道路運送法 (令和 5 年 4 月改正法律第 18 号) (17) 道路運送車両法 (令和 5 年 6 月改正法律第 63 号) (18) 砂防法 (平成 25 年 11 月改正法律第 76 号) (19) 地すべり等防止法 (令和 5 年 5 月改正法律第 34 号) (20) 河川法 (令和 5 年 5 月改正法律第 34 号) (21) 海岸法 (令和 5 年 5 月改正法律第 34 号) (22) ～ (24) (略) (25) 漁港及び漁場の整備等に関する法律 (平成 30 年 12 月改正法律第 95 号) (26) 下水道法 (令和 4 年 5 月改正法律第 44 号) (27) 航空法 (令和 5 年 6 月改正法律第 63 号) (28) ～ (29) (略) (30) 森林法 (令和 5 年 6 月改正法律第 63 号) (31) ～ (39) (略) (40) 砂利採取法 (令和 5 年 6 月改正法律第 63 号) (41) ～ (42) (略) (43) 測量法 (令和 6 年 6 月改正法律第 54 号) (44) 建築基準法 (令和 6 年 6 月改正法律第 53 号) (45) 都市公園法 (令和 6 年 5 月改正法律第 40 号) (46) ～ (50) (略) (51) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和 6 年 6 月改正法律第 54 号) (52) ～ (57) (略) (58) 厚生年金保険法 (令和 6 年 6 月改正法律第 47 号) (59) ～ (62) (略) (63) 所得税法 (令和 6 年 5 月改正法律第 26 号) (64) 水産資源保護法 (平成 30 年 12 月改正法律第 95 号) (65) 船員保険法 (令和 6 年 6 月改正法律第 47 号) (66) 著作権法 (令和 6 年 6 月改正法律第 55 号) (67) 電波法 (令和 5 年 12 月改正法律第 87 号) (68) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和 4 年 4 月改正法律第 32 号) (69) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 6 年 6 月改正法律第 47 号) (70) ～ (72) (略) (73) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和 6 年 6 月改正法律第 54 号) (74) 警備業法 (令和 5 年 6 月改正法律第 63 号)	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 1 編 共通編 第 1 章 総則 (14) 道路法 (令和 3 年 3 月改正法律第 49 号) (15) 道路交通法 (令和 5 年 5 月改正法律第 19 号) (16) 道路運送法 (令和 5 年 4 月改正法律第 18 号) (17) 道路運送車両法 (令和 4 年 3 月改正法律第 4 号) (18) 砂防法 (平成 25 年 11 月改正法律第 76 号) (19) 地すべり等防止法 (平成 29 年 6 月改正法律第 45 号) (20) 河川法 (令和 3 年 5 月改正法律第 31 号) (21) 海岸法 (平成 30 年 12 月改正法律第 95 号) (22) ～ (24) (略) (25) 漁港 漁場 整備 法 (平成 30 年 12 月改正法律第 95 号) (26) 下水道法 (令和 4 年 5 月改正法律第 44 号) (27) 航空法 (令和 4 年 6 月改正法律第 62 号) (28) ～ (29) (略) (30) 森林法 (令和 2 年 6 月改正法律第 41 号) (31) ～ (39) (略) (40) 砂利採取法 (平成 27 年 6 月改正法律第 50 号) (41) ～ (42) (略) (43) 測量法 (令和 元年 6 月改正法律第 37 号) (44) 建築基準法 (令和 5 年 6 月改正法律第 58 号) (45) 都市公園法 (平成 29 年 5 月改正法律第 26 号) (46) ～ (50) (略) (51) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和 3 年 5 月改正法律第 37 号) (52) ～ (57) (略) (58) 厚生年金保険法 (令和 5 年 3 月改正法律第 3 号) (59) ～ (62) (略) (63) 所得税法 (令和 5 年 6 月改正法律第 44 号) (64) 水産資源保護法 (平成 30 年 12 月改正法律第 95 号) (65) 船員保険法 (令和 5 年 5 月改正法律第 31 号) (66) 著作権法 (令和 3 年 6 月改正法律第 52 号) (67) 電波法 (令和 4 年 12 月改正法律第 93 号) (68) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和 4 年 4 月改正法律第 32 号) (69) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 4 年 3 月改正法律第 12 号) (70) ～ (72) (略) (73) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和 元年 6 月改正法律第 35 号) (74) 警備業法 (令和 元年 6 月改正法律第 37 号)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 6 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 1 編 共通編 第 1 章 総則	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 1 編 共通編 第 1 章 総則	
(75) 個人情報の保護に関する法律 (令和 5 年 11 月改正法律第 79 号) (76) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和 6 年 6 月改正法律第 53 号)	(75) 個人情報の保護に関する法律 (令和 5 年 11 月改正法律第 79 号) (76) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和 5 年 6 月改正法律第 58 号)	諸基準類の改定に伴う変更
1-1-1-46 特許権等 1. ～ 2. (略) 3. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法 (令和 6 年 6 月改正 法律第 52 号) 第 2 条第 1 項第 1 号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。	1-1-1-46 特許権等 1. ～ 2. (略) 3. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 52 号) 第 2 条第 1 項第 1 号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定					(旧) 令和 6 年 10 月版					備考																																																																																																																
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 1 編 共通編 第 2 章 材料					I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 1 編 共通編 第 2 章 材料																																																																																																																					
1-2-5-3 アスファルト舗装用骨材 1. (略)					1-2-5-3 アスファルト舗装用骨材 1. (略)					諸基準類の改定に伴う変更																																																																																																																
表 2-3 碎石の粒度 (略)					表 2-3 碎石の粒度 (略)																																																																																																																					
表 2-4 再生碎石の粒度					表 2-4 再生碎石の粒度																																																																																																																					
<table><tr><th colspan="2">ふるい目 の開き</th><th colspan="2">粒度範囲(呼び名)</th><th>40~ 0 (RC-40)</th><th>30~ 0 (RC-30)</th><th>20~ 0 (RC-20)</th></tr><tr><td rowspan="8">通過質量百分率 (%)</td><td>53mm</td><td colspan="2"></td><td>100</td><td></td><td></td></tr><tr><td>37.5mm</td><td colspan="2"></td><td>95~100</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>31.5mm</td><td colspan="2"></td><td>—</td><td>95~100</td><td></td></tr><tr><td>26.5mm</td><td colspan="2"></td><td>—</td><td>—</td><td>100</td></tr><tr><td>19mm</td><td colspan="2"></td><td>50~80</td><td>55~85</td><td>95~100</td></tr><tr><td>13.2mm</td><td colspan="2"></td><td>—</td><td>—</td><td>60~90</td></tr><tr><td>4.75mm</td><td colspan="2"></td><td>15~40</td><td>15~45</td><td>20~50</td></tr><tr><td>2.36mm</td><td colspan="2"></td><td>5~25</td><td>5~30</td><td>10~35</td></tr></table>					ふるい目 の開き		粒度範囲(呼び名)		40~ 0 (RC-40)		30~ 0 (RC-30)	20~ 0 (RC-20)	通過質量百分率 (%)	53mm			100			37.5mm			95~100	100		31.5mm			—	95~100		26.5mm			—	—	100	19mm			50~80	55~85	95~100	13.2mm			—	—	60~90	4.75mm			15~40	15~45	20~50	2.36mm			5~25	5~30	10~35	<table><tr><th colspan="2">ふるい目 の開き</th><th colspan="2">粒度範囲(呼び名)</th><th>40~ 0 (RC-40)</th><th>30~ 0 (RC-30)</th><th>20~ 0 (RC-20)</th></tr><tr><td rowspan="8">通過質量百分率 (%)</td><td>53mm</td><td colspan="2"></td><td>100</td><td></td><td></td></tr><tr><td>37.5mm</td><td colspan="2"></td><td>95~100</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>31.5mm</td><td colspan="2"></td><td>—</td><td>95~100</td><td></td></tr><tr><td>26.5mm</td><td colspan="2"></td><td>—</td><td>—</td><td>100</td></tr><tr><td>19mm</td><td colspan="2"></td><td>50~80</td><td>55~85</td><td>95~100</td></tr><tr><td>13.2mm</td><td colspan="2"></td><td>—</td><td>—</td><td>60~90</td></tr><tr><td>4.75mm</td><td colspan="2"></td><td>15~40</td><td>15~45</td><td>20~50</td></tr><tr><td>2.36mm</td><td colspan="2"></td><td>5~25</td><td>5~30</td><td>10~35</td></tr></table>					ふるい目 の開き		粒度範囲(呼び名)		40~ 0 (RC-40)	30~ 0 (RC-30)	20~ 0 (RC-20)	通過質量百分率 (%)	53mm			100			37.5mm			95~100	100		31.5mm			—	95~100		26.5mm			—	—	100	19mm			50~80	55~85	95~100	13.2mm			—	—	60~90	4.75mm			15~40	15~45	20~50	2.36mm			5~25	5~30	10~35
ふるい目 の開き		粒度範囲(呼び名)		40~ 0 (RC-40)	30~ 0 (RC-30)	20~ 0 (RC-20)																																																																																																																				
通過質量百分率 (%)	53mm			100																																																																																																																						
	37.5mm			95~100	100																																																																																																																					
	31.5mm			—	95~100																																																																																																																					
	26.5mm			—	—	100																																																																																																																				
	19mm			50~80	55~85	95~100																																																																																																																				
	13.2mm			—	—	60~90																																																																																																																				
	4.75mm			15~40	15~45	20~50																																																																																																																				
	2.36mm			5~25	5~30	10~35																																																																																																																				
ふるい目 の開き		粒度範囲(呼び名)		40~ 0 (RC-40)	30~ 0 (RC-30)	20~ 0 (RC-20)																																																																																																																				
通過質量百分率 (%)	53mm			100																																																																																																																						
	37.5mm			95~100	100																																																																																																																					
	31.5mm			—	95~100																																																																																																																					
	26.5mm			—	—	100																																																																																																																				
	19mm			50~80	55~85	95~100																																																																																																																				
	13.2mm			—	—	60~90																																																																																																																				
	4.75mm			15~40	15~45	20~50																																																																																																																				
	2.36mm			5~25	5~30	10~35																																																																																																																				
[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む解砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。					[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。																																																																																																																					

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定		(旧) 令和 6 年 10 月版		備考																																																																																												
I 土木工事共通仕様書（本文） 第 1 編 共通編 第 2 章 材料		I 土木工事共通仕様書（本文） 第 1 編 共通編 第 2 章 材料																																																																																														
表 2－5 再生粒度調整碎石の粒度 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">粒度範囲(呼び名)</th><th>40～0 (RM-40)</th><th>30～ 0 (RM-30)</th><th>20～ 0 (RM-20)</th></tr> <tr> <th rowspan="10">ふるい目の開き</th><th>53mm</th><td>100</td><td></td><td></td></tr> <tr> <th>37.5mm</th><td>95～100</td><td>100</td><td></td></tr> <tr> <th>31.5mm</th><td>—</td><td>95～100</td><td>100</td></tr> <tr> <th>26.5mm</th><td>—</td><td>—</td><td>95～100</td></tr> <tr> <th>19mm</th><td>60～ 90</td><td>60～ 90</td><td>—</td></tr> <tr> <th>13.2mm</th><td>—</td><td>—</td><td>55～ 85</td></tr> <tr> <th>4.75mm</th><td>30～ 65</td><td>30～ 65</td><td>30～ 65</td></tr> <tr> <th>2.36mm</th><td>20～ 50</td><td>20～ 50</td><td>20～ 50</td></tr> <tr> <th>425μm</th><td>10～ 30</td><td>10～ 30</td><td>10～ 30</td></tr> <tr> <th>75μm</th><td>2～ 10</td><td>2～ 10</td><td>2～ 10</td></tr> </table> [注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む解砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。		粒度範囲(呼び名)		40～0 (RM-40)	30～ 0 (RM-30)	20～ 0 (RM-20)	ふるい目の開き	53mm	100			37.5mm	95～100	100		31.5mm	—	95～100	100	26.5mm	—	—	95～100	19mm	60～ 90	60～ 90	—	13.2mm	—	—	55～ 85	4.75mm	30～ 65	30～ 65	30～ 65	2.36mm	20～ 50	20～ 50	20～ 50	425μm	10～ 30	10～ 30	10～ 30	75μm	2～ 10	2～ 10	2～ 10	表 2－5 再生粒度調整碎石の粒度 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">粒度範囲(呼び名)</th><th>40～0 (RM-40)</th><th>30～ 0 (RM-30)</th><th>20～ 0 (RM-20)</th></tr> <tr> <th rowspan="10">ふるい目の開き</th><th>53mm</th><td>100</td><td></td><td></td></tr> <tr> <th>37.5mm</th><td>95～100</td><td>100</td><td></td></tr> <tr> <th>31.5mm</th><td>—</td><td>95～100</td><td>100</td></tr> <tr> <th>26.5mm</th><td>—</td><td>—</td><td>95～100</td></tr> <tr> <th>19mm</th><td>60～ 90</td><td>60～ 90</td><td>—</td></tr> <tr> <th>13.2mm</th><td>—</td><td>—</td><td>55～ 85</td></tr> <tr> <th>4.75mm</th><td>30～ 65</td><td>30～ 65</td><td>30～ 65</td></tr> <tr> <th>2.36mm</th><td>20～ 50</td><td>20～ 50</td><td>20～ 50</td></tr> <tr> <th>425μm</th><td>10～ 30</td><td>10～ 30</td><td>10～ 30</td></tr> <tr> <th>75μm</th><td>2～ 10</td><td>2～ 10</td><td>2～ 10</td></tr> </table> [注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。		粒度範囲(呼び名)		40～0 (RM-40)	30～ 0 (RM-30)	20～ 0 (RM-20)	ふるい目の開き	53mm	100			37.5mm	95～100	100		31.5mm	—	95～100	100	26.5mm	—	—	95～100	19mm	60～ 90	60～ 90	—	13.2mm	—	—	55～ 85	4.75mm	30～ 65	30～ 65	30～ 65	2.36mm	20～ 50	20～ 50	20～ 50	425μm	10～ 30	10～ 30	10～ 30	75μm	2～ 10	2～ 10	2～ 10	諸基準類の改定に伴う変更
粒度範囲(呼び名)		40～0 (RM-40)	30～ 0 (RM-30)	20～ 0 (RM-20)																																																																																												
ふるい目の開き	53mm	100																																																																																														
	37.5mm	95～100	100																																																																																													
	31.5mm	—	95～100	100																																																																																												
	26.5mm	—	—	95～100																																																																																												
	19mm	60～ 90	60～ 90	—																																																																																												
	13.2mm	—	—	55～ 85																																																																																												
	4.75mm	30～ 65	30～ 65	30～ 65																																																																																												
	2.36mm	20～ 50	20～ 50	20～ 50																																																																																												
	425μm	10～ 30	10～ 30	10～ 30																																																																																												
	75μm	2～ 10	2～ 10	2～ 10																																																																																												
粒度範囲(呼び名)		40～0 (RM-40)	30～ 0 (RM-30)	20～ 0 (RM-20)																																																																																												
ふるい目の開き	53mm	100																																																																																														
	37.5mm	95～100	100																																																																																													
	31.5mm	—	95～100	100																																																																																												
	26.5mm	—	—	95～100																																																																																												
	19mm	60～ 90	60～ 90	—																																																																																												
	13.2mm	—	—	55～ 85																																																																																												
	4.75mm	30～ 65	30～ 65	30～ 65																																																																																												
	2.36mm	20～ 50	20～ 50	20～ 50																																																																																												
	425μm	10～ 30	10～ 30	10～ 30																																																																																												
	75μm	2～ 10	2～ 10	2～ 10																																																																																												
1－2－5－4 アスファルト用再生骨材 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は舗装再生便覧（平成22年度）表2.3.1の規格に適合するものとする。		1－2－5－4 アスファルト用再生骨材 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は舗装再生便覧（平成22年度）表2.3.1の規格に適合するものとする。		記載内容の追加																																																																																												

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 6 年 10 月版	備考																																																																																																																																																																																
I 土木工事共通仕様書（本文） 第 1 編 共通編 第 2 章 材料	I 土木工事共通仕様書（本文） 第 1 編 共通編 第 2 章 材料																																																																																																																																																																																	
1－2－5－6 安定材 1. 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表 2－17に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表 2－18に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。 表 2－17 舗装用石油アスファルトの規格	1－2－5－6 安定材 1. 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表 2－17に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表 2－18に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。 表 2－17 舗装用石油アスファルトの規格	諸基準類の改定に伴う変更																																																																																																																																																																																
<table><tr><td>種 類 項 目</td><td>40～60</td><td>60～80</td><td>80～100</td><td>100～120</td><td>120～150</td><td>150～200</td><td>200～300</td></tr><tr><td>針入度 (25℃) 1／10mm</td><td>40を超え 60以下</td><td>60を超え 80以下</td><td>80を超え 100以下</td><td>100を超え 120以下</td><td>120を超え 150以下</td><td>150を超え 200以下</td><td>200を超え 300以下</td></tr><tr><td>軟化点 ℃</td><td>47. 0～55. 0</td><td>44. 0～52. 0</td><td>42. 0～50. 0</td><td>40. 0～50. 0</td><td>38. 0～48. 0</td><td>30. 0～45. 0</td><td>30. 0～45. 0</td></tr><tr><td>伸度(15℃) cm</td><td>10以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td></tr><tr><td>トルエン可 溶分 %</td><td>99. 0以上</td><td>99. 0以上</td><td>99. 0以上</td><td>99. 0以上</td><td>99. 0以上</td><td>99. 0以上</td><td>99. 0以上</td></tr><tr><td>引火点 ℃</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>250以上</td><td>250以上</td><td>250以上</td></tr><tr><td>薄膜加熱 質量変化 率 %</td><td>0. 6以下</td><td>0. 6以下</td><td>0. 6以下</td><td>0. 6以下</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>薄膜加熱 針入度残留 率 %</td><td>58以上</td><td>55以上</td><td>50以上</td><td>50以上</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>蒸発後の 質量変化率 %</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0. 5以下</td><td>1. 0以下」</td><td>1. 0以下</td></tr><tr><td>蒸発後の 針入度 比 %</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>密 度 (15℃) g/cm 3</td><td>1. 000以上</td><td>1. 000以上</td><td>1. 000以上</td><td>1. 000以上</td><td>1. 000以上</td><td>1. 000以上</td><td>1. 000以上</td></tr></table>	種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300	針入度 (25℃) 1／10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下	軟化点 ℃	47. 0～55. 0	44. 0～52. 0	42. 0～50. 0	40. 0～50. 0	38. 0～48. 0	30. 0～45. 0	30. 0～45. 0	伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン可 溶分 %	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上	引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	250以上	250以上	250以上	薄膜加熱 質量変化 率 %	0. 6以下	0. 6以下	0. 6以下	0. 6以下	－	－	－	薄膜加熱 針入度残留 率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	－	－	－	蒸発後の 質量変化率 %					0. 5以下	1. 0以下」	1. 0以下	蒸発後の 針入度 比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	－	－	－	密 度 (15℃) g/cm 3	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上	<table><tr><td>種 類 項 目</td><td>40～60</td><td>60～80</td><td>80～100</td><td>100～120</td><td>120～150</td><td>150～200</td><td>200～300</td></tr><tr><td>針入度 (25℃) 1／10mm</td><td>40を超え 60以下</td><td>60を超え 80以下</td><td>80を超え 100以下</td><td>100を超え 120以下</td><td>120を超え 150以下</td><td>150を超え 200以下</td><td>200を超え 300以下</td></tr><tr><td>軟化点 ℃</td><td>47. 0～55. 0</td><td>44. 0～52. 0</td><td>42. 0～50. 0</td><td>40. 0～50. 0</td><td>38. 0～48. 0</td><td>30. 0～45. 0</td><td>30. 0～45. 0</td></tr><tr><td>伸度(15℃) cm</td><td>10以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td></tr><tr><td>トルエン可 溶分 %</td><td>99. 0以上</td><td>99. 0以上</td><td>99. 0以上</td><td>99. 0以上</td><td>99. 0以上</td><td>99. 0以上</td><td>99. 0以上</td></tr><tr><td>引火点 ℃</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>240以上</td><td>240以上</td><td>210以上</td></tr><tr><td>薄膜加熱 質量変化 率 %</td><td>0. 6以下</td><td>0. 6以下</td><td>0. 6以下</td><td>0. 6以下</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>薄膜加熱 針入度残留 率 %</td><td>58以上</td><td>55以上</td><td>50以上</td><td>50以上</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>蒸発後の 質量変化率 %</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0. 5以下</td><td>1. 0以下」</td><td>1. 0以下</td></tr><tr><td>蒸発後の 針入度 比 %</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>密 度 (15℃) g/cm 3</td><td>1. 000以上</td><td>1. 000以上</td><td>1. 000以上</td><td>1. 000以上</td><td>1. 000以上</td><td>1. 000以上</td><td>1. 000以上</td></tr></table>	種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300	針入度 (25℃) 1／10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下	軟化点 ℃	47. 0～55. 0	44. 0～52. 0	42. 0～50. 0	40. 0～50. 0	38. 0～48. 0	30. 0～45. 0	30. 0～45. 0	伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン可 溶分 %	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上	引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	240以上	210以上	薄膜加熱 質量変化 率 %	0. 6以下	0. 6以下	0. 6以下	0. 6以下	－	－	－	薄膜加熱 針入度残留 率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	－	－	－	蒸発後の 質量変化率 %					0. 5以下	1. 0以下」	1. 0以下	蒸発後の 針入度 比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	－	－	－	密 度 (15℃) g/cm 3	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上	
種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300																																																																																																																																																																											
針入度 (25℃) 1／10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下																																																																																																																																																																											
軟化点 ℃	47. 0～55. 0	44. 0～52. 0	42. 0～50. 0	40. 0～50. 0	38. 0～48. 0	30. 0～45. 0	30. 0～45. 0																																																																																																																																																																											
伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																																											
トルエン可 溶分 %	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上																																																																																																																																																																											
引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	250以上	250以上	250以上																																																																																																																																																																											
薄膜加熱 質量変化 率 %	0. 6以下	0. 6以下	0. 6以下	0. 6以下	－	－	－																																																																																																																																																																											
薄膜加熱 針入度残留 率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	－	－	－																																																																																																																																																																											
蒸発後の 質量変化率 %					0. 5以下	1. 0以下」	1. 0以下																																																																																																																																																																											
蒸発後の 針入度 比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	－	－	－																																																																																																																																																																											
密 度 (15℃) g/cm 3	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上																																																																																																																																																																											
種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300																																																																																																																																																																											
針入度 (25℃) 1／10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下																																																																																																																																																																											
軟化点 ℃	47. 0～55. 0	44. 0～52. 0	42. 0～50. 0	40. 0～50. 0	38. 0～48. 0	30. 0～45. 0	30. 0～45. 0																																																																																																																																																																											
伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																																											
トルエン可 溶分 %	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上																																																																																																																																																																											
引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	240以上	210以上																																																																																																																																																																											
薄膜加熱 質量変化 率 %	0. 6以下	0. 6以下	0. 6以下	0. 6以下	－	－	－																																																																																																																																																																											
薄膜加熱 針入度残留 率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	－	－	－																																																																																																																																																																											
蒸発後の 質量変化率 %					0. 5以下	1. 0以下」	1. 0以下																																																																																																																																																																											
蒸発後の 針入度 比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	－	－	－																																																																																																																																																																											
密 度 (15℃) g/cm 3	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上																																																																																																																																																																											
[注 1] 各種類とも 120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記しなければならない。 [注 2] 舗装用の新アスファルトである 120～150、150～200、200～300 は、「JIS K 2207：2006 石油アスファルト」とは引火点が異なる。	[注] 各種類とも 120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記しなければならない。																																																																																																																																																																																	

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和7年10月版一部改定	(旧) 令和6年10月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第2章 材料	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第2章 材料	
1-2-9-3 コンクリートブロック (工場製品) 1. ~ 5. (略) 6. データのとりまとめ ブロック製造工場は、製造期間中の品質管理データを1ヶ月単位に取りまとめ閲覧できる様にしておくこと。品質特性の内、寸法は形式規格毎、圧縮強度及び空気量は配合毎とし、1日1回3個の 試料 によりX-R管理図及びヒストグラム (各月後との累計資料数による) による管理とする。	1-2-9-3 コンクリートブロック (工場製品) 1. ~ 5. (略) 6. データのとりまとめ ブロック製造工場は、製造期間中の品質管理データを1ヶ月単位に取りまとめ閲覧できる様にしておくこと。品質特性の内、寸法は形式規格毎、圧縮強度及び空気量は配合毎とし、1日1回3個の 資料 によりX-R管理図及びヒストグラム (各月後との累計資料数による) による管理とする。	誤字の修正
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第3章 一般施工	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第3章 一般施工	
1-3-2-1 適用すべき諸基準 (1) ~ (11) (略) (12) 国土交通省仮締切堤設置基準 (案) (令和6年3月) (13) ~ (25) (略) (26) 日本道路協会舗装再生便覧 (令和6年3月)	1-3-2-1 適用すべき諸基準 (1) ~ (11) (略) (12) 国土交通省仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月) (13) ~ (25) (略) (26) 日本道路協会舗装再生便覧 (平成22年11月)	諸基準類の改定に伴う変更
1-3-6-2 アスファルト舗装の材料 4. ~ 6. (略) 7. 再生加熱アスファルト安定処理混合物を使用する場合は、「舗装再生便覧 (令和6年3月)」 (社団法人日本道路協会) に準ずるものとする。 (粒度については、舗装再生便覧 (平成22年度) 表2.4.8を適用する。) 8. アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルト合材を使用する場合、「舗装再生便覧 (令和6年3月)」 (社団法人日本道路協会) に準ずるものとする。 (マーシャル安定度試験基準値は舗装再生便覧 (平成22年度) 表2.4.9を適用する。また、再生アスファルト混合物の種類と粒度範囲については3-19を適用する。)	1-3-6-2 アスファルト舗装の材料 4. ~ 6. (略) 7. 再生加熱アスファルト安定処理混合物を使用する場合は、「舗装再生便覧 (平成22年度)」 (社団法人日本道路協会) に準ずるものとする。 (粒度については、舗装再生便覧 (平成22年度) 表2.4.8を適用する。) 8. アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルト合材を使用する場合、「舗装再生便覧 (平成22年度)」 (社団法人日本道路協会) に準ずるものとする。 (マーシャル安定度試験基準値は舗装再生便覧 (平成22年度) 表2.4.9を適用する。また、再生アスファルト混合物の種類と粒度範囲については3-19を適用する。)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和7年10月版一部改定	(旧) 令和6年10月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート	
1-5-3-2 レディーミクストコンクリート 1. (略) 2. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次による。 (1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（ <u>平成30年5月</u> 改正法律第33号））に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士またはコンクリート技士の資格（（社）日本コンクリート工学協会認定）をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者）が常駐しており、配合設計及び品質管理等をより適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から原則選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 (2) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（ <u>平成30年5月</u> 改正法律第33号））に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめた上、その資料により工事監督員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	1-5-3-2 レディーミクストコンクリート 1. (略) 2. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次による。 (1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（ <u>令和4年6月</u> 改正法律第68号））に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士またはコンクリート技士の資格（（社）日本コンクリート工学協会認定）をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者）が常駐しており、配合設計及び品質管理等をより適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から原則選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 (2) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（ <u>令和4年6月</u> 改正法律第68号））に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめた上、その資料により工事監督員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第2編 河川編 第1章 築堤・護岸	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第2編 河川編 第1章 築堤・護岸	
2-1-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (令和6年3月)	2-1-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (平成26年12月)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 6 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 2 編 河川編 第 3 章 樋門・樋管 (排水工)	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 2 編 河川編 第 3 章 樋門・樋管 (排水工)	
2-3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (令和 6 年 3 月)	2-3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成 26 年 12 月)	諸基準類の改定に伴う変更
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 2 編 河川編 第 4 章 水門	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 2 編 河川編 第 4 章 水門	
2-4-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (令和 6 年 3 月)	2-4-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成 26 年 12 月)	諸基準類の改定に伴う変更
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 2 編 河川編 第 5 章 堰	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 2 編 河川編 第 5 章 堰	
2-5-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)~(2) (略) (3) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (令和 6 年 3 月)	2-5-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)~(2) (略) (3) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成 26 年 12 月)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 6 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 2 編 河川編 第 6 章 排水機場	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 2 編 河川編 第 6 章 排水機場	
2-6-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) (略) (2) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (令和 6 年 3 月)	2-6-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) (略) (2) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成 26 年 12 月)	諸基準類の改定に伴う変更
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 2 編 河川編 第 7 章 床止め	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 2 編 河川編 第 7 章 床止め	
2-7-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (令和 6 年 3 月)	2-6-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成 26 年 12 月)	諸基準類の改定に伴う変更
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 5 編 道路編 第 2 章 舗装	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 5 編 道路編 第 2 章 舗装	
5-2-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 日本道路協会 舗装再生便覧 (令和 6 年 3 月)	5-2-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年 11 月)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和7年10月版一部改定	(旧) 令和6年10月版	備考
I 土木工事共通仕様書（本文） 第5編 道路編 第11章 電線共同溝	I 土木工事共通仕様書（本文） 第5編 道路編 第11章 電線共同溝	
5-11-3-2 管路工 1. ～ 4. (略) 5. 受注者は、管路工の施工に当たり、埋設管路においては防護コンクリート打設後<u>また</u>は埋戻し後に、また露出、添加配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管<u>また</u>は孔について確認しなければならない。 なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行ったあとに、通信管についてはマンドリル<u>また</u>はテストケーブル、電力管については配管用ボビン等の導通試験機を用いて行う試験をいう。	5-11-3-2 管路工 1. ～ 4. (略) 5. 受注者は、管路工の施工に当たり、埋設管路においては防護コンクリート打設後<u>又</u>は埋戻し後に、また露出、添加配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管<u>又</u>は孔について確認しなければならない。 なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行ったあとに、通信管についてはマンドリル<u>又</u>はテストケーブル、電力管については配管用ボビン等の導通試験機を用いて行う試験をいう。	表現の変更
I 土木工事共通仕様書（本文） 第5編 道路編 第12章 道路維持	I 土木工事共通仕様書（本文） 第5編 道路編 第12章 道路維持	
5-12-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) (略) (2) 日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月)	5-12-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) (略) (2) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 6 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 5 編 道路編 第 13 章 道路修繕	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 5 編 道路編 第 13 章 道路修繕	
5-13-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 日本道路協会 舗装再生便覧 (令和 6 年 3 月)	5-13-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年 11 月)	諸基準類の改定に伴う変更
5-13-4-6 路上再生路盤工 1. ～ 2. (略) 3. 最大乾燥密度 受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、舗装調査・試験法便覧の <u>F007締固め試験</u> 方法により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、工事監督員の承諾を得なければならない。	5-13-4-6 路上再生路盤工 1. ～ 2. (略) 3. 最大乾燥密度 受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、舗装調査・試験法便覧の <u>G021 砂置換法による路床の密度の測定方法</u> により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、工事監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 6 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 7 編 公園緑地編 第 1 章 基盤整備	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 7 編 公園緑地編 第 1 章 基盤整備	
7-1-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) ~ (27) (省略) <u>(28) 日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編 (令和 3 年 5 月)</u> <u>(29) 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 (令和 3 年 7 月)</u>	7-1-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) ~ (27) (省略) _____ _____	諸基準類の改定に伴う変更
7-1-10-5 伐採工 1. 受注者は、高木伐採、中低木伐採 _____ の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断するとともに主枝を切断の上、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法について、設計図書に示されていない場合は、工事監督員と協議するものとする。 2. 受注者は、抜根の施工については、主要な根株を切断、掘り取りの上撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋め戻さなければならない。 <u>また、掘り取った根株は建設発生木材として処分しなければならない。</u>	7-1-10-5 伐採工 1. 受注者は、高木伐採、中低木伐採及び枯損木処理の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断するとともに主枝を切断の上、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法について、設計図書に示されていない場合は、工事監督員と協議するものとする。 2. 受注者は、抜根の施工については、主要な根株を切断、掘り取りの上撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋め戻さなければならない。 _____ _____	諸基準類の改定に伴う変更
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 7 編 公園緑地編 第 2 章 植栽	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 7 編 公園緑地編 第 2 章 植栽	
7-2-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) ~ (3) (略) <u>(4) 日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編 (令和 3 年 5 月)</u> <u>(5) 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 (令和 3 年 7 月)</u> <u>(6) 国土交通省 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針 (案) (平成 29 年 9 月)</u>	7-2-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) ~ (3) (略) _____ _____ _____	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 6 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 7 編 公園緑地編 第 2 章 植栽	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 7 編 公園緑地編 第 2 章 植栽	
7-2-3-2 材料 1. ～ 9. (省略) 10. 薬剤は、病虫害・雑草の防除及び植物の生理機能の増進又は抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものとする。 (1) 薬剤は、農薬取締法 (令和 5 年 5 月改正、法律第 36 号) に基づくものでなければならない。	7-2-3-2 材料 1. ～ 9. (省略) 10. 薬剤は、病虫害・雑草の防除及び植物の生理機能の増進又は抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものとする。 (1) 薬剤は、農薬取締法 (平成 30 年 改正、法律第 53 号) に基づくものでなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和7年10月版一部改定	(旧) 令和6年10月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第7編 公園緑地編 第3章 施設整備	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第7編 公園緑地編 第3章 施設整備	
7-3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年7月) (2) 日本下水道協会 下水道施設設計指針と解説 <u>(前編)</u> (令和元年9月) (3) 日本電気協会 内線規程 <u>第14版</u> (令和4年12月) (4)～(14) (略) (15) 日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月) (16)～(20) (略) (21) 国土交通省 都市公園移動等円滑化基準 (平成24年3月) (22) 国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン (平成24年3月) (23) 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 <u>(改訂第3版)</u> (令和6年6月) (24) 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (別編：子供が利用する可能性のある健康器具系施設) (令和6年6月) (25)～(26) (略) (27) 日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり <u>令和6年度版</u> 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説 (令和6年6月) (28) 日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2024 (令和6年4月) (29) 文部科学省 国土交通省 プールの安全標準指針 (平成19年03月) (30) 土木学会 コンクリート標準示方書〔設計編〕 <u>[2022年制定]</u> (2023年03月) (31) 土木学会 コンクリート標準示方書〔施工編〕 <u>[2023年制定]</u> (2023年09月) (32)～(34) (略) (35) 日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編 (令和3年5月) (36) 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 (令和3年7月) (37) 国土交通省 みんなが遊べる、みんなで育てる 都市公園の遊び場づくり参考事例集 (令和6年4月) (38) 空気調和・衛生工学会 空気調和・衛生工学便覧 給排水衛生設備編 (平成22年2月) (39) 日本道路協会 自転車利用環境整備のキーポイント (平成25年6月)	7-3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年7月) (2) 日本下水道協会 下水道施設設計指針と解説 _____ (平成21年10月) (3) 日本電気協会 内線規程 _____ (平成28年10月) (4)～(14) (略) (15) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年12月) (16)～(20) (略) (21) 国土交通省 都市公園移動等円滑化基準 (平成18年12月) (22) 国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン (平成24年3月) (23) 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 _____ (平成26年6月) (24) 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (別編：子供が利用する可能性のある健康器具系施設) (平成26年6月) (25)～(26) (略) (27) 日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり _____ 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説 (平成29年3月) (28) 日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014 (平成26年6月) (29) 文部科学省 国土交通省 プールの安全標準指針 (平成19年03月) (30) 土木学会 コンクリート標準示方書〔設計編〕 _____ (平成30年03月) (31) 土木学会 コンクリート標準示方書〔施工編〕 _____ (平成30年03月) (32)～(34) (略) _____ _____ _____ _____ _____ _____	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 6 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 7 編 公園緑地編 第 3 章 施設整備	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 7 編 公園緑地編 第 3 章 施設整備	
7-3-3-2 材料 1. 給水設備工の材料は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 JIS A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング) JIS B 2011 (青銅弁) JIS B 2051 (可鍛鋳鉄弁及びダクタイル鋳鉄弁) JIS B 2061 (給水栓) JIS B 2062 (水配管用仕切弁) JIS B 2220 (鋼製管フランジ) JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手) JIS B 2302 (ねじ込み式鋼管製管継手) JIS B 2311 (一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手) JIS B 2312 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手) JIS B 2313 (配管用鋼板製突合せ溶接式管継手) JIS B 2316 (配管用鋼製差込み溶接式管継手) JIS B 2352 (ペローズ形伸縮管継手) JIS B 8302 (ポンプ吐出し量測定方法) JIS B 8313 (小形渦巻ポンプ) JIS B 8319 (小形多段遠心ポンプ) JIS B 8322 (両吸込渦巻ポンプ) JIS B 8323 (水封式真空ポンプ) JIS B 8331 (多翼送風機) JIS B 8372-1 (空気圧-空気圧用減圧弁及びフィルタ付減圧弁) JIS G 3443 (水輸送用塗覆装鋼管) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管) JIS G 3491 (水道用鋼管アスファルト塗覆装方法) JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) JIS K 1450 (水道用硫酸アルミニウム (水道用硫酸ばんど)) JIS K 6353 (水道用ゴム) JIS K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管) JIS K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手) JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管)	7-3-3-2 材料 1. 給水設備工の材料は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 JIS A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング) JIS B 2011 (青銅弁) JIS B 2051 (可鍛鋳鉄弁及びダクタイル鋳鉄弁) JIS B 2061 (給水栓) JIS B 2062 (水道用仕切弁) JIS B 2220 (鋼製管フランジ) JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手) JIS B 2302 (ねじ込み式鋼管製管継手) JIS B 2311 (一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手) JIS B 2312 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手) JIS B 2313 (配管用鋼板製突合せ溶接式管継手) JIS B 2316 (配管用鋼製差込み溶接式管継手) JIS B 2352 (ペローズ形伸縮管継手) JIS B 8302 (ポンプ吐出し量測定方法) JIS B 8313 (小形渦巻ポンプ) JIS B 8319 (小形多段遠心ポンプ) JIS B 8322 (両吸込渦巻ポンプ) JIS B 8323 (水封式真空ポンプ) JIS B 8331 (多翼送風機) JIS B 8372-1 (空気圧-空気圧用減圧弁-第 1 部: 供給者の文章に表示する主要特性及び製品表示要求事項) JIS G 3443 (水輸送用塗覆装鋼管) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管) JIS G 3491 (水道用鋼管アスファルト塗覆装方法) JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) JIS K 1450 (水道用硫酸アルミニウム (水道用硫酸ばんど)) JIS K 6353 (水道用ゴム) JIS K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管) JIS K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手) JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 6 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 7 編 公園緑地編 第 3 章 施設整備	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 7 編 公園緑地編 第 3 章 施設整備	
7-3-3-2 材料 2. 給水設備工の材料は、JWWA (日本水道協会) の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 JWWA B 108 (水道用止水栓) JWWA B 120 (水道用ソフトシール仕切弁) JWWA G 112 (水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装) JWWA G 113 (水道用ダクタイル鋳鉄管) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管) JWWA G 115 (水道用ステンレス鋼管) JWWA G 116 (水道用ステンレス鋼管継手) JWWA G 117 (水道用塗覆装鋼管) JWWA H 101 (水道用銅管) JWWA K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管) JWWA K 127 (水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管) JWWA K 128 (水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手) JWWA K 129 (水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管) JWWA K 130 (水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手) JWWA K 131 (水道用硬質塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄異形管) JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管) JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)	7-3-3-2 材料 2. 給水設備工の材料は、JWWA (日本水道協会) の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 JWWA B 108 (水道用止水栓) JWWA B 120 (水道用ソフトシール仕切弁) JWWA G 112 (水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装) JWWA G 113 (水道用ダクタイル鋳鉄管) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管) JWWA G 115 (水道用ステンレス鋼管) JWWA G 116 (水道用ステンレス鋼管継手) JWWA G 117 (水道用塗覆装鋼管) JWWA H 101 (水道用銅管) JWWA K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管) JWWA K 127 (水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管) JWWA K 128 (水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手) JWWA K 129 (水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管) JWWA K 130 (水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手) JWWA K 131 (水道用硬質塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄異形管) JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管) JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 6 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 7 編 公園緑地編 第 3 章 施設整備	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 7 編 公園緑地編 第 3 章 施設整備	
7-3-5-2 材料 1. 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品一種類、製品の呼び方及び表示の通則) JIS A 5363 (プレキャストコンクリート製品一性能試験方法通則) JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品一検査方法通則) JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品) JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品) JIS A 5506 (下水道用マンホールふた) JIS G 3470 (コルゲートセクション) JIS G 3471 (コルゲートパイプ) JIS K 6739 (排水用硬質塩化ビニル管継手) JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管) JIS K 6743 (水道用硬質塩化ビニル管継手) JIS K 6776 (耐熱性硬質塩化ビニル管) JIS K 6777 (耐熱性硬質塩化ビニル管継手) JIS R 1201 (陶管) JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管) JIS G 3448 (一般用配管用ステンレス鋼管) JIS G 3452 (配管用炭素鋼管) JIS G 2312 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手) JIS G 2313 (配管用鋼板製突合せ溶接式管継手) JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛鉄製管継手) JIS B 2302 (ねじ込み式鋼管製管継手) JIS B 2011 (青銅弁) JIS B 2031 (ねずみ鉄弁) JIS A 4101 (ガラス繊維強化プラスチック製浄化槽構成部品)	7-3-5-2 材料 1. 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品一種類、製品の呼び方及び表示の通則) JIS A 5363 (プレキャストコンクリート製品一性能試験方法通則) JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品一検査方法通則) JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品) JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品) JIS A 5506 (下水道用マンホールふた) JIS G 3470 (コルゲートセクション) JIS G 3471 (コルゲートパイプ) JIS K 6739 (排水用硬質塩化ビニル管継手) JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管) JIS K 6743 (水道用硬質塩化ビニル管継手) JIS K 6776 (耐熱性硬質塩化ビニル管) JIS K 6777 (耐熱性硬質塩化ビニル管継手) JIS R 1201 (陶管) JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管) JIS G 3448 (一般用配管用ステンレス鋼管) JIS G 3452 (配管用炭素鋼管) JIS G 2312 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手) JIS G 2313 (配管用鋼板製突合せ溶接式管継手) JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛鉄製管継手) JIS B 2302 (ねじ込み式鋼管製管継手) JIS B 2011 (青銅弁) JIS B 2031 (ねずみ鉄弁) JIS A 4101 (ガラス繊維強化プラスチック製浄化槽構成部品)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 6 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 7 編 公園緑地編 第 3 章 施設整備	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 7 編 公園緑地編 第 3 章 施設整備	
7-3-6-2 材料 1. 電気設備工に使用する材料は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品一種類、製品の呼び方及び表示の通則) JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) JIS C 3401 (制御用ケーブル) JIS C 3605 (600Vポリエチレンケーブル) JIS C 3606 (高圧架橋ポリエチレンケーブル) JIS C 3653 (電力用ケーブルの地中埋設の施工方法) JIS C 4620 (キュービクル式高圧受電設備) JIS C 8105 (照明器具) JIS C 8305 (鋼製電線管) JIS C 8380 (ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管) JIS C 8430 (硬質ポリ塩化ビニル電線管) JIS C 8411 (合成樹脂製可とう電線管)	7-3-6-2 材料 1. 電気設備工に使用する材料は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品一種類、製品の呼び方及び表示の通則) JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) JIS C 3401 (制御用ケーブル) JIS C 3605 (600Vポリエチレンケーブル) JIS C 3606 (高圧架橋ポリエチレンケーブル) JIS C 3653 (附属書 1 : 波付硬質合成樹脂管) JIS C 4620 (キュービクル式高圧受電設備) JIS C 8105 (照明器具) JIS C 8305 (鋼製電線管) JIS C 8380 (ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管) JIS C 8430 (硬質ポリ塩化ビニル電線管) JIS C 8411 (合成樹脂製可とう電線管)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和7年10月版一部改定										(旧) 令和6年10月版										備考	
I 土木工事共通仕様書（本文） 第7編 公園緑地編 第3章 施設整備										I 土木工事共通仕様書（本文） 第7編 公園緑地編 第3章 施設整備											
7-3-14-3 塗装仕上げ工 9. 受注者は、オイルステインワニス塗りについては、設計図書によるものとし、これに定めのない場合は、下記の事項によらなければならない。										7-3-14-3 塗装仕上げ工 9. 受注者は、オイルステインワニス塗りについては、設計図書によるものとし、これに定めのない場合は、下記の事項によらなければならない。										諸基準類の改定に伴う変更	
表3-2 オイルステインワニス塗り										表3-2 オイルステインワニス塗り											
工 程		塗装その他			希釈剤	希釈剤 (%)	塗布量 (kg/㎡)	放置時間	工 程		塗装その他			希釈剤	希釈剤 (%)	塗布量 (kg/㎡)	放置時間				
		規格番号	規格名称	規格種別							規格番号	規格名称	規格種別								
1	素地ごしらえ	7-3-14-3 素地ごしらえ 木部 による											1					素地ごしらえ	7-3-14-3 素地ごしらえ 木部 による		
2	着色(1回目)	—	油性ステイン	—		塗料シンナー	20以下	各発注機関の仕様による	10	2	着色(1回目)	—	油性ステイン	—		塗料シンナー	20以下	各発注機関の仕様による	10		
3	ふき取り	全面布片でふき取る								3	ふき取り	全面布片でふき取る									
4	着色(2回目)	—	油性ステイン	—		塗料シンナー	20以下	各発注機関の仕様による	10	4	着色(2回目)	—	油性ステイン	—		塗料シンナー	20以下	各発注機関の仕様による	10		
5	ふき取り	全面布片でふき取る								5	ふき取り	全面布片でふき取る									
—	—	—	—	—		—	—	—	—	6	色押さえ	JIS K 5431	セラックニス	1種		変性アルコーラ	10以下	各発注機関の仕様による	24		
6	仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸樹脂ワニス	—		塗料シンナー	10以下	各発注機関の仕様による	—	7	仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸樹脂ワニス	—		塗料シンナー	10以下	各発注機関の仕様による	—		
(1) 受注者は、ヒノキ、ヒバ、ツガ、ベイツガ及びマツ類の場合は、工程1の次に吸い込み止め（白ラックニス又はウッドシーラー）を行わなければならない。 (2) 受注者は、堅木の場合は、工程1の次に目止め1回（油性の目止め剤）を行わなければならない。										1) 受注者は、ヒノキ、ヒバ、ツガ、ベイツガ及びマツ類の場合は、工程1の次に吸い込み止め（白ラックニス又はウッドシーラー）を行わなければならない。 (2) 受注者は、堅木の場合は、工程1の次に目止め1回（油性の目止め剤）を行わなければならない。											

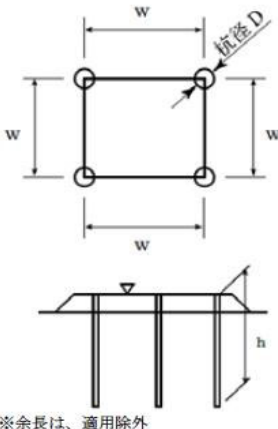
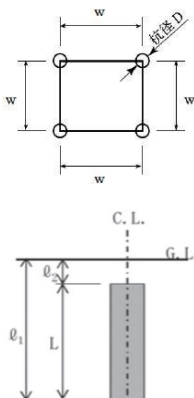
札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 6 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 7 編 公園緑地編 第 4 章 グラウンド・コート整備	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 7 編 公園緑地編 第 3 章 グラウンド・コート整備	
7-4-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(7) (省略) (08) 日本道路協会 舗装再生便覧 (令和 6 年 3 月) (9)～(11) (省略) (12) 土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) [2022制定] (2023 年 3 月) (13) 土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) [2023制定] (2023 年 9 月) (14)～(19) (省略) (20) 日本運動施設建設業協会グラウンド・コート舗装施工指針第 3 版 (令和 2 年 7 月) (21) 日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編 (令和 3 年 5 月) (22) 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 (令和 3 年 7 月)	7-4-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(7) (省略) (08) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年 7 月) (9)～(11) (省略) (12) 土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) _____ (平成 30 年 3 月) (13) 土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) _____ (平成 30 年 3 月) (14)～(19) (省略) (20) 日本運動施設建設業協会グラウンド・コート舗装施工指針第 2 版 (平成 26 年 1 月) _____ _____	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

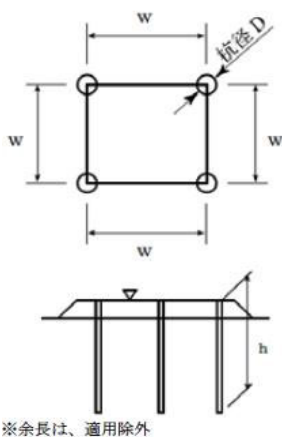
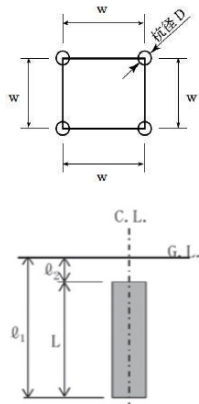
(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

共通編・一般施工										
編	章	節	条	番 枝	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7	8	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	位置・間隔 w	±100	100 本に 1 箇所。 100 本以下は 2 箇所測定。1 箇所に 4 本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		
			杭径 D			設計値以上	ペーパードレーン工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
			打込長さ h			設計値以上	全本数			
			サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量			－	全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	±50	100本に 1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		
			位置・間隔 w			D／4				
			以内			設計値以上				
			深度ℓ			設計値以上	全本数 L=ℓ1－ℓ2 ℓ1は改良体先端深度 ℓ2は改良体天端深度			

(旧) 令和 6 年 10 月版

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

共通編・一般施工										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	7	8	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	位置・間隔 w	±100	100 本に 1 箇所。 100 本以下は 2 箇所測定。1 箇所に 4 本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		
			杭径 D			設計値以上				
			打込長さ h			設計値以上	全本数			
			サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、 サンドコンパクションパイル の砂投入量			—	全本数 計器管理にかえることができる。			
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	±50	100本に 1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		
			位置・間隔 w			D/4				
			以内			設計値以上				
			深度ℓ			設計値以上	全本数 L=ℓ1-ℓ2 ℓ1は改良体先端深度 ℓ2は改良体天端深度			

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定

2 出来形管理基準 第7編 公園緑地編 第3章 施設整備

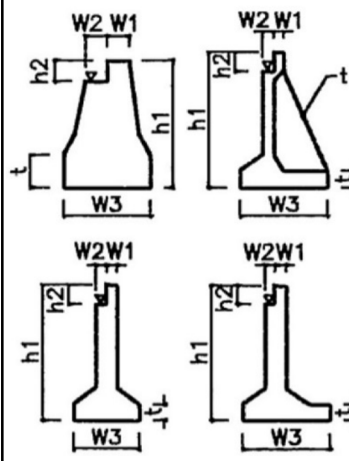
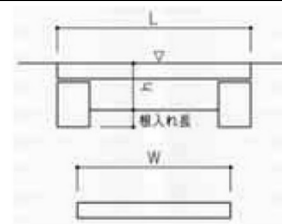
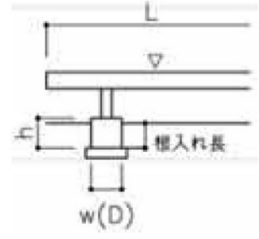
公園緑地編・施設整備							
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 公園緑地編	3 施設整備	7 園路広場整備工	17 公園橋工		公園橋橋台	基準高▽	±20
					石橋橋台	厚さ t	-20
					木橋橋台	天端幅W1(橋軸方向)	-10
						天端幅W2(橋軸方向)	-10
						敷幅W3(橋軸方向)	-50
						高さ h 1	-50
						胸壁の高さ h 2	-30
						天端幅 L 1	-50
						敷長 L 2	-50
						胸壁間距離 L	±30
						支点長及び 中心線の変化	±50
					公園橋設置	基準高▽	±30
					ハッ橋	高さ h	±30
					石橋設置	幅 W	-30
					木橋設置	延長 L	-30
					浮き栈橋	根入れ長	設計値以上
			18 デッキ工		デッキ基礎	基準高▽	±30
					デッキ設置	基礎 幅 w (D)	-30
						高さ h	-30
						根入れ長	設計値以上
					延長 L		-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は 中央及び 両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定		
1 箇所／ 1 施工箇所		
1 基毎		

(旧) 令和 6 年 10 月版

2 出来形管理基準 第7編 公園緑地編 第3章 施設整備

公園緑地編・施設整備							
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 公園緑地編	3 施設整備	7 園路広場整備工	17 公園橋工		公園橋橋台	基準高▽	±20
					石橋橋台	厚さ t	—
					木橋橋台	天端幅W1(橋軸方向)	—
						天端幅W2(橋軸方向)	—
						敷幅W3(橋軸方向)	—
						高さ h 1	—
						胸壁の高さ h 2	—
						天端幅 L 1	—
						敷長 L 2	—
						胸壁間距離 L	—
						支点長及び 中心線の変化	—
					公園橋設置	基準高▽	±30
					ハッ橋	高さ h	±30
					石橋設置	幅W	－30
					木橋設置	延長 L	－30
					浮き栈橋	根入れ長	設計値以上
			18 デッキ工		デッキ基礎	基準高▽	±30
					デッキ設置	基礎 幅 w (D)	－30
						高さ h	－30
						根入れ長	設計値以上
					延長 L		－30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は 中央及び 両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定		
1 箇所／ 1 施工箇所		
1 基毎		

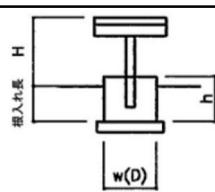
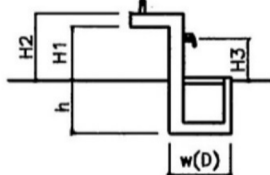
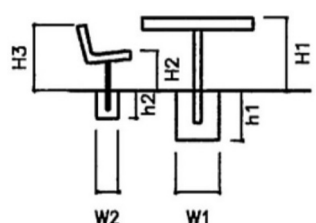
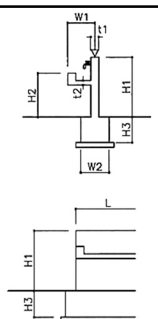
備考	誤植の修正
----	-------

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定

2 出来形管理基準 第 7 編 公園緑地編 第 3 章 施設整備

公園緑地編・施設整備

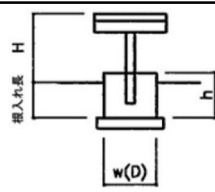
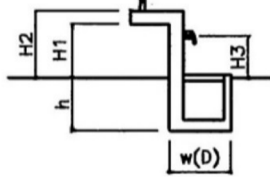
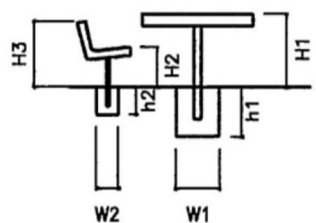
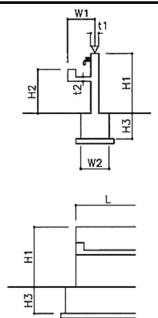
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 公園緑地編	3 施設整備	10 サービス施設整備工	3 時計台工	1	時計台	設置高さH		設計値以上	1 箇所／1 基 基礎 1 基毎		
						基礎	幅 w (D)	－30			
							高さ h	－30			
							根入れ長	設計値以上			
			4 水飲み場工	1	水飲み場	設置高さH 1 ～H 3		±30	1 箇所／1 基 基礎 1 基毎		
						基礎	幅 w (D)	－30			
							高さ h	－30			
							—	—			
			6 テーブル・ベンチ工	1	ベンチ	設置高さH 1 ～H 3		±30	1 箇所／1 基 基礎 1 基毎		
					縁台	幅W 1、W 2	－30				
					テーブル						
					スツール	高さ h 1、h 2	－30				
					野外卓						
			8 炊事場工	1	炊事場	基準高▽		±30			
						厚さ t 1、t 2		－20			
						幅W 1、W 2		－30			
						高さH 1 ～H 3		－30			
						長さL		－30			

(旧) 令和 6 年 10 月版

2 出来形管理基準 第 7 編 公園緑地編 第 3 章 施設整備

公園緑地編・施設整備

編		章	節	条	枝番	工	種	測 定 項 目		規 格 値		
7	公園緑地編	3	施設整備	10	サービス施設整備工	1	時計台	設置高さH		設計値以上		
								基礎	幅w（D）	－30		
									高さh	－30		
									根入れ長	設計値以上		
					4	水飲み場工	1	水飲み場	設置高さH 1 ～H 3		±30	
									基礎	幅w（D）	－30	
										高さh	－30	
										<u>根入れ長</u>	<u>設計値以上</u>	
					6	テーブル・ベンチ工	1	ベンチ	設置高さH 1 ～H 3		±30	
							2	縁台	幅W 1、W 2	－30		
							3	テーブル				
							4	スツール				
							5	野外卓	高さh 1、h 2	－30		
									根入れ長		設計値以上	
					8	炊事場工	1	炊事場	基準高▽		±30	
									厚さ t 1、t 2		－20	
									幅W 1、W 2		－30	
									高さH 1 ～H 3		－30	
長さL		－30										

測 定 基 準		測 定 箇 所		摘 要	
1 箇所／1 基					
基礎 1 基毎					
1 箇所／1 基					
基礎 1 基毎					
1 箇所／1 基					
基礎 1 基毎					
1 箇所／1 基					

備考		誤植の修正	
----	--	-------	--

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定								
3 品質管理基準 1 セメントコンクリート								
1 セメントコンクリート								
工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表 等による確 認
1 セメント・コン クリート (転圧コンクリート・ コンクリートダ ム・ 覆工コンクリート・ 吹付けコンクリ ートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1 回の試験結果は指定した呼び強度の 85%以上であること。 3 回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 (1 回の試験結果は、3 個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1 回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m3 ごとに 1 回。 なお、テストピースの <u>採取</u> は _____、1 回につき 6 個 (σ 7-3 個、 σ 28-3 個) とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて 1 回につき 3 個 (σ 3) を追加で採取する。	小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50m3 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場 (JIS マーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・コンクリートの強度は、一般には材令 28 日における標準養生供試体の試験値で表すものとする。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ 1.0m 以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅 2.0m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許公差)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1 回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m3 ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50m3 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場 (JIS マーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ 1.0m 以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅 2.0m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	一回の試験結果は指定した呼び強度の 85%以上であること。 3 回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上。	打設日 1 日につき 2 回 (午前・午後) の割りで行う。なおテストピースは打設場所 で採取し、1 回につき原則として 3 個とする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
(旧) 令和 6 年 10 月版								
3 品質管理基準 1 セメントコンクリート								
1 セメントコンクリート								
工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表 等による確 認
1 セメント・コン クリート (転圧コンクリート・ コンクリートダ ム・ 覆工コンクリート・ 吹付けコンクリ ートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1 回の試験結果は指定した呼び強度の 85%以上であること。 3 回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 (1 回の試験結果は、3 個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1 回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m3 ごとに 1 回。 なお、テストピース _____は打設場所 <u>で</u> 採取し、1 回につき 6 個 (σ 7-3 個、 σ 28-3 個) とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて 1 回につき 3 個 (σ 3) を追加で採取する。	小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50m3 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場 (JIS マーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・コンクリートの強度は、一般には材令 28 日における標準養生供試体の試験値で表すものとする。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ 1.0m 以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅 2.0m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許公差)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1 回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m3 ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50m3 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場 (JIS マーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ 1.0m 以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅 2.0m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	一回の試験結果は指定した呼び強度の 85%以上であること。 3 回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上。	打設日 1 日につき 2 回 (午前・午後) の割りで行う。なおテストピースは打設場所 で採取し、1 回につき原則として 3 個とする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
備考		諸基準類の改定に伴う変更						

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定

3 品質管理基準 6 既製杭工

6 既製杭工								
工種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
6 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭（ <u>鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む</u> ）・コンクリート杭・H 鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○
	施工	必須	外観検査（鋼管杭（ <u>鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む</u> ） 【円周溶接部の目遣い】 鋼管杭（ <u>鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む</u> ）・コンクリート杭・H 鋼杭の現場溶接 浸透深傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS A 5525	外径 700 mm未満：許容値 2 mm以下 外径 700 mm以上 1016 mm以下：許容値 3 mm以下 外径 1016 mmを超え 2000 mm以下：許容値 4 mm以下		上杭と下杭の外周長の差で表す。 （許容値 $X\pi$ 以下）	
			鋼管杭（ <u>鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む</u> ）・コンクリート杭・H 鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、全溶接箇所の 10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6 により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭（ <u>鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む</u> ）・H 鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104 の 1 類から 3 類であること	原則として溶接 20 箇所毎に 1 箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を 4 方向から透過し、その撮影長は 30cm/1 方向とする。 （20 箇所毎に 1 箇所とは、溶接を 20 箇所施工した毎にその 20 箇所から任意の 1 箇所を試験することである） （社）日本非破壊検査協会（放射線透過試験技術）の認定技術者が行うものとする。		
			鋼管杭（ <u>鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む</u> ）の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060 の 1 類から 3 類であること	原則として溶接 20 箇所毎に 1 箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を 4 方向から深傷し、その深傷長は 30cm/1 方向とする。 （20 箇所毎に 1 箇所とは、溶接を 20 箇所施工した毎にその 20 箇所から任意の 1 箇所を試験することである） （社）日本非破壊検査協会（超音波検査）の認定技術者が行うものとする。	中堀杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	
			鋼管杭（ <u>鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む</u> ）・コンクリート杭（根固め） 水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は 60%～70%（中堀り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では 30 本に 1 回、継杭では 20 本に 1 回とし、採取本数は 1 回につき 3 本とする。		
鋼管杭（ <u>鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む</u> ）・コンクリート杭（根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では 30 本に 1 回、継杭では 20 本に 1 回とし、採取本数は 1 回につき 3 本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成した $\phi 5\times 10\text{cm}$ の円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²				

(旧) 令和 6 年 10 月版

3 品質管理基準 6 セメントコンクリート								
6 既製杭工								
工種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
6 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭_____・コンクリート杭・H 鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○
	施工	必須	外観検査（鋼管杭_____） 【円周溶接部の目遣い】 鋼管杭_____・コンクリート杭・H 鋼杭の現場溶接 浸透深傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS A 5525	外径 700 mm未満：許容値 2 mm以下 外径 700 mm以上 1016 mm以下：許容値 3 mm以下 外径 1016 mmを超え 2000 mm以下：許容値 4 mm以下		上杭と下杭の外周長の差で表す。 （許容値 $X\pi$ 以下）	
			鋼管杭_____・コンクリート杭・H 鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、全溶接箇所の 10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6 により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭_____・H 鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104 の 1 類から 3 類であること	原則として溶接 20 箇所毎に 1 箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を 4 方向から透過し、その撮影長は 30cm/1 方向とする。 （20 箇所毎に 1 箇所とは、溶接を 20 箇所施工した毎にその 20 箇所から任意の 1 箇所を試験することである） （社）日本非破壊検査協会（放射線透過試験技術）の認定技術者が行うものとする。		
			鋼管杭_____の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060 の 1 類から 3 類であること	原則として溶接 20 箇所毎に 1 箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を 4 方向から深傷し、その深傷長は 30cm/1 方向とする。 （20 箇所毎に 1 箇所とは、溶接を 20 箇所施工した毎にその 20 箇所から任意の 1 箇所を試験することである） （社）日本非破壊検査協会（超音波検査）の認定技術者が行うものとする。	中堀杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	
			鋼管杭_____・コンクリート杭（根固め） 水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は 60%～70%（中堀り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では 30 本に 1 回、継杭では 20 本に 1 回とし、採取本数は 1 回につき 3 本とする。		
鋼管杭_____・コンクリート杭（根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では 30 本に 1 回、継杭では 20 本に 1 回とし、採取本数は 1 回につき 3 本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成した $\phi 5\times 10\text{cm}$ の円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²				

備考	諸基準類の改定に伴う変更
----	--------------

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定

3 品質管理基準 29 覆エコンクリート (NATM)

29 覆エコンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5 cm以上 8 cm未満：許容差±1.5 cm スランプ 8 cm以上 18 cm以下：許容差±2.5 cm	・荷卸し時 1 回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m3 ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。		
			単位水量測定	付表参考資料レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）による	付表による	1 日当りコンクリート種別ごとの使用量が 100 m3 以上施工する場合： 2 回/日（午前 1 回、午後 1 回）、および荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20・25 mmの場合は 175 kg/m3、40 mmの場合は 165 kg /m3 を基本とする。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	現場練りコンクリートの場合： (a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の 80%を 1/20 以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を 1/4 以上の確率で下回らない。 レディーミクストコンクリートの場合： 1 回の試験結果は指定した呼び強度の 85%以上であること。3 回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 （1 回の試験結果は、3 個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1 回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m3 ごとに 1 回。 なお、テストピースの採取は <u> </u> 、 1 回につき 6 本（σ7-3 本、σ28-3 本）とする。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3 kg/m3 以下	コンクリートの打設が午前と午後にあたがる場合は、午前に 1 回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。 （1 試験の測定回数は 3 回とする）試験の判定は 3 回の測定値の平均値。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1 回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m3 ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。		
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			

(旧) 令和 6 年 10 月版

3 品質管理基準 29 覆エコンクリート (NATM)

29 覆エコンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5 cm以上 8 cm未満：許容差±1.5 cm スランプ 8 cm以上 18 cm以下：許容差±2.5 cm	・荷卸し時 1 回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m3 ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。		
			単位水量測定	付表参考資料レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）による	付表による	1 日当りコンクリート種別ごとの使用量が 100 m3 以上施工する場合： 2 回/日（午前 1 回、午後 1 回）、および荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20・25 mmの場合は 175 kg/m3、40 mmの場合は 165 kg /m3 を基本とする。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	現場練りコンクリートの場合： (a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の 80%を 1/20 以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を 1/4 以上の確率で下回らない。 レディーミクストコンクリートの場合： 1 回の試験結果は指定した呼び強度の 85%以上であること。3 回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 （1 回の試験結果は、3 個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1 回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m3 ごとに 1 回。 なお、テストピース <u> </u> は打設場所で採取し、1 回につき 6 本（σ7-3 本、σ28-3 本）とする。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3 kg/m3 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に 1 回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。 （1 試験の測定回数は 3 回とする）試験の判定は 3 回の測定値の平均値。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1 回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m3 ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。		
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定

3 品質管理基準 32 路上再生路盤工

32 路上再生路盤工								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
32 路上再生路盤工	材料	必須	修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正 CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400 ㎡以上 1,000 ㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 アスファルト舗装：同一配合の合材が 100 t 以上のもの。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.9 路上で破砕した路盤再生骨材の目標粒度範囲による。	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI：9 以下	当初及び材料の変化時		
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中 1 回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	同上	工事開始前、工事中 1 回／月以上		○
		施工	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JISA1214)	基準密度の 93%以上 X10 95. 0%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 93% 以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2 につき 1 回の割で行う。ただし、施工面積が 3,000m2 以下のものは 1 工区 (ロット) 当たり 3 回として、X3 の規格値を採用する。 3,000m2 を超えるものは、X3 のロットを組み合わせる、若しくは X10 と X3 のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。	・締固め度は、10 孔の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 孔の測定値が得がたい場合は 3 孔の測定値の平均値 X3 が規格値を満足していなければならないが、X3 が規格値をはずれた場合は、更に 3 孔のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。X6 で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6 にそのロット内で 4 孔を加えて X10 の規格値を採用することはできない。)	
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAE の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAE の一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1 ～ 2 回／日		

(旧) 令和 6 年 10 月版

3 品質管理基準 32 路上再生路盤工

32 路上再生路盤工									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
32 路上再生路盤工	材料	必須	修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正 CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ② 施工面積で 1,000㎡以上 10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400㎡以上 1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 アスファルト舗装：同一配合の合材が 100 t 以上のもの。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による。	当初及び材料の変化時			
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI：9 以下	当初及び材料の変化時			
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中 1 回／月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	同上	工事開始前、工事中 1 回／月以上		○	
		施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JISA1214)	基準密度の 93%以上 X10 95.0%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2 につき 1 回の割で行う。ただし、施工面積が 3,000m2 以下のものは 1 工区（ロット）当たり 3 回として、X3 の規格値を採用する。 3,000m2 を超えるものは、X3 のロットを組み合わせる、若しくは X10 と X3 のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。	・締固め度は、10 孔の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 孔の測定値が得がたい場合は 3 孔の測定値の平均値 X3 が規格値を満足していなければならないが、X3 が規格値をはずれた場合は、更に 3 孔のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。X6 で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6 にそのロット内で 4 孔を加えて X10 の規格値を採用することはできない。)	
				土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
	CAE の一軸圧縮試験			舗装調査・試験法便覧 [4]-135	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAE の一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。		
	含水比試験			JIS A 1203	設計図書による。	1～2 回／日			
	備考		諸基準類の改定に伴う変更						

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定								
3 品質管理基準 33 路上表層再生工								
33 路上表層再生工								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等 による確認
33 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	同上	
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧[3]-218		当初及び材料の変化時	同上	
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧[4]-309		当初及び材料の変化時	同上	
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318		当初及び材料の変化時	同上	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧[2]-16		当初及び材料の変化時	同上	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	「アスファルト舗装」に準じる。	当初及び材料の変化時	同上	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の 96%以上 X10 98.0%以上 X6 98.0%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 96%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2 につき 1 回の割で行う。ただし、施工面積が 3,000m2 以下のものは 1 工区（ロット）当たり 3 回として、X3 の規格値を採用する。 3,000m2 を超えるものは、X3 のロットを組み合わせる、若しくは X10 と X3 のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。	・締固め度は、10 孔の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 孔の測定値が得がたい場合は 3 孔の測定値の平均値 X3 が規格値を満足していなければならないが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 孔のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。X6 で不合格の場合、そのロットは不合格となる。（X6 にそのロット内で 4 孔を加えて X10 の規格値を採用することはできない。） 空隙率による管理でも良い。	
			温度測定	JISZ8710	110℃以上	随時	測定値の記録は、1 日 4 回（午前・午後各 2 回）	
			かきほぐし深さ	舗装再生便覧	－0.7 c m以内	1,000m2 毎		
		その他	粒度（2.36mm フライ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mm ふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度（75μm フライ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μm ふるい：±5%以内	適宜	同上	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：－0.9%以内	適宜	同上	

(旧) 令和 6 年 10 月版								
3 品質管理基準 33 路上表層再生工								
33 路上表層再生工								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等 による確認
33 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	同上				
既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧[3]-218		当初及び材料の変化時	同上				
既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧[4]-309		当初及び材料の変化時	同上				
既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318		当初及び材料の変化時	同上				
既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧[2]-16		当初及び材料の変化時	同上				
新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	「アスファルト舗装」に準じる。	当初及び材料の変化時	同上	○			
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の 96%以上 X10 98.0%以上 X6 98.0%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 96%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2 につき 1 回の割で行う。ただし、施工面積が 3,000m2 以下のものは 1 工区（ロット）当たり 3 回として、X3 の規格値を採用する。 3,000m2 を超えるものは、X3 のロットを組み合わせる、若しくは X10 と X3 のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。	・締固め度は、10 孔の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 孔の測定値が得がたい場合は 3 孔の測定値の平均値 X3 が規格値を満足していなければならないが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 孔のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。X6 で不合格の場合、そのロットは不合格となる。（X6 にそのロット内で 4 孔を加えて X10 の規格値を採用することはできない。） 空隙率による管理でも良い。		
温度測定	JISZ8710	110℃以上	随時	測定値の記録は、1 日 4 回（午前・午後各 2 回）				
かきほぐし深さ	舗装再生便覧付録-8	－0.7 c m以内	1,000m2 毎					
その他	粒度（2.36mm フライ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mm ふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。			
粒度（75μm フライ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μm ふるい：±5%以内	適宜	同上				
アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：－0.9%以内	適宜	同上				
備考		諸基準類の改定に伴う変更						

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定

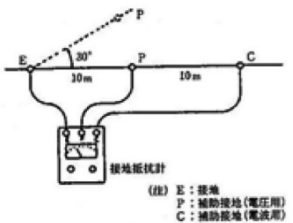
3 品質管理基準 49 公園緑地								
49 公園緑地								
工 種	種 別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	規 格 値	施 工 管 理 基 準		摘 要	
					試験(測定)基準	管 理 方 法		
7-1-5-2 植栽基盤工 材 料	土壌改良材	泥炭系・木質系土 壌改良材分析試験		特記仕様書によらない場 合は、第7編公園緑地編 7-1-5-2 材料 による。		任意の様式に取りまとめる。		
7-2-3 植 栽 工	客 土	植栽用客土の粒度 特性	JIS A 1204 土の粒度試験方法 JIS A 1202 土粒子の密度試験方法 に準拠	第1編共通編 1-3-3 -17-2 材料 による。	・土取り場毎に、サンプル を採取して試験を行う。 ・粒度試験はふるい分けと 比重浮標による測定方法 により行い、粒度特性の 判定は、国際土壌学会の 粒径区分で行うこと。 ・pH測定の方法は、pH (H2O) 値の場合で行う こと。	一覧票に取りまとめる。 なお、個々の試験データー も任意の様式で添付すること。		
		植栽用客土のpH測定	JSF T7 土のpH試験に準拠					
	芝 工	良質芝の品質試験 種子の発芽率試験	生産者等の品質管理試験	第1編共通編 1-2-11 -3 種子 による。	・生産者等の試験成績書に よることができる。 ・農産種子検査報告書による。	任意の様式に取りまとめる。		
7-3-6 電気設備工	照明設備工	絶縁抵抗試験	絶縁抵抗計による絶縁抵抗測定試験とする。 (1) E（接地側）とL（線路側）の両リード線を短絡して指針が0になるか、また、両端間を開いて無限大になるかどうかを確かめる。 (2) 絶縁抵抗計のE端子を大地線に接続し、L端子を測定する回路の遮断器の2次側に接続し、測定する。 (3) ケーブルの距離が長い場合は、指針がなかなか落ち着かず、指針が上昇して落ち着くまで数秒かかるので、注意する。	対地電圧が150V 以下の場合は、0.1MΩ以上。 対地電圧が150V を越え300V 以下の場合は、0.2MΩ以上。 通常、 <u>新</u> 設工事の場合の絶縁抵抗は、100MΩ以上となることが望ましい。 この値より低い場合は、工事監督員の承諾を得ること。	開閉器又は遮断器で区切られている回路毎に、点灯の状態になるように、各照明灯の遮断器を閉にして測定する。	任意の様式に取りまとめる。	絶縁抵抗計は、JIS C 1302 絶縁抵抗計（電池式）によるものとする。	
(旧) 令和 6 年 10 月版								
3 品質管理基準 49 公園緑地								
49 公園緑地								
工 種	種 別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	規 格 値	施 工 管 理 基 準		摘 要	
					試験(測定)基準	管 理 方 法		
7-1-5-2 植栽基盤工 材 料	土壌改良材	泥炭系・木質系土 壌改良材分析試験		特記仕様書によらない場 合は、第7編公園緑地編 7-1-5-2 材料 による。		任意の様式に取りまとめる。		
7-2-3 植 栽 工	客 土	植栽用客土の粒度 特性	JIS A 1204 土の粒度試験方法 JIS A 1202 土粒子の密度試験方法 に準拠	第1編共通編 1-3-3 -17-2 材料 による。	・土取り場毎に、サンプル を採取して試験を行う。 ・粒度試験はふるい分けと 比重浮標による測定方法 により行い、粒度特性の 判定は、国際土壌学会の 粒径区分で行うこと。 ・pH測定の方法は、pH (H2O) 値の場合で行う こと。	一覧票に取りまとめる。 なお、個々の試験データー も任意の様式で添付すること。		
		植栽用客土のpH測定	JSF T7 土のpH試験に準拠					
	芝 工	良質芝の品質試験 種子の発芽率試験	生産者等の品質管理試験	第1編共通編 1-2-11 -3 種子 による。	・生産者等の試験成績書に よることができる。 ・農産種子検査報告書による。	任意の様式に取りまとめる。		
7-3-6 電気設備工	照明設備工	絶縁抵抗試験	絶縁抵抗計による絶縁抵抗測定試験とする。 (1) E（接地側）とL（線路側）の両リード線を短絡して指針が0になるか、また、両端間を開いて無限大になるかどうかを確かめる。 (2) 絶縁抵抗計のE端子を大地線に接続し、L端子を測定する回路の遮断器の2次側に接続し、測定する。 (3) ケーブルの距離が長い場合は、指針がなかなか落ち着かず、指針が上昇して落ち着くまで数秒かかるので、注意する。	対地電圧が150V 以下の場合は、0.1MΩ以上。 対地電圧が150V を越え300V 以下の場合は、0.2MΩ以上。 通常、 <u>子</u> 新設工事の場合の絶縁抵抗は、100MΩ以上となることが望ましい。 この値より低い場合は、工事監督員の承諾を得ること。	開閉器又は遮断器で区切られている回路毎に、点灯の状態になるように、各照明灯の遮断器を閉にして測定する。	任意の様式に取りまとめる。	絶縁抵抗計は、JIS C 1302 絶縁抵抗計（電池式）によるものとする。	
備考		誤植の修正						

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 7 年 10 月版一部改定

3 品質管理基準 49 公園緑地

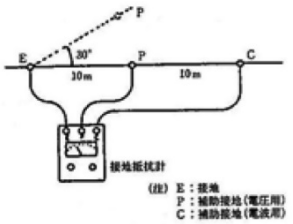
49 公園緑地

工 種	種 別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	規 格 値	施 工 管 理 基 準		摘 要
					試験(測定)基準	管 理 方 法	
7-3-6 電気設備工	照明設備工	接地抵抗試験	測定方法は下記による。  接地抵抗計の測定 (1) E、P、Cを上図のように配置する。なお、E、P、Cは、極力直線上に 接地するが、E-CとE-Pの角度は30° までとする。 (2) バッテリー、動作状態を確認し、切り替えスイッチを測定抵抗値に合わせて読みとりやすい倍率レンジに合わせる。 (3) 電源スイッチを押してメーターの指針の示す数値に倍率をかける。	D 種接地工事 100Ω 以下	接地工事を施した箇所全てについて、測定する。	任意の様式に取りまとめる。	接地抵抗計は、JIS C 1304 接地抵抗計によるものとする。地面が乾燥している場合でも、規格値以下になることを確認すること。
		点灯試験	分電盤を <u>設置</u> しない場合 自動点滅器による点灯試験		正常に点灯・消灯するか。		
			分電盤を <u>設置</u> した場合 手動による点灯試験 自動点滅器による点灯試験		電磁開閉器、タイマー等の正常動作を確認する。		

(旧) 令和 6 年 10 月版

3 品質管理基準 49 公園緑地

49 公園緑地

工 種	種 別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	規 格 値	施 工 管 理 基 準		摘 要
					試験(測定)基準	管 理 方 法	
7-3-6 電気設備工	照明設備工	接地抵抗試験	測定方法は下記による。  接地抵抗計の測定 (1) E、P、Cを上図のように配置する。なお、E、P、Cは、極力直線上に 接地するが、E-CとE-Pの角度は30° までとする。 (2) バッテリー、動作状態を確認し、切り替えスイッチを測定抵抗値に合わせて読みとりやすい倍率レンジに合わせる。 (3) 電源スイッチを押してメーターの指針の示す数値に倍率をかける。	D 種接地工事 100Ω 以下	接地工事を施した箇所全てについて、測定する。	任意の様式に取りまとめる。	接地抵抗計は、JIS C 1304 接地抵抗計によるものとする。地面が乾燥している場合でも、規格値以下になることを確認すること。
		点灯試験	分電盤を <u>接地</u> しない場合 自動点滅器による点灯試験		正常に点灯・消灯するか。		
			分電盤を <u>接地</u> した場合 手動による点灯試験 自動点滅器による点灯試験		電磁開閉器、タイマー等の正常動作を確認する。		

備考

誤植の修正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和7年10月版一部改定

7 写真管理基準
第1編 共通編 第3章 一般施工 第3節 共通の工程

共通編・一般事項

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工程	11 路側防護柵工	1	ガードレール	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況 ※根入長（基礎）	1 施工箇所に1回 （※印は現場打ち部分がある場合） 〔施工後〕	
						ビーム取付高	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工程	11 路側防護柵工	2	ガードケーブル	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況 ※根入長（基礎）	1 施工箇所に1回 （※印は現場打ち部分がある場合） 〔施工後〕	
						ケーブル取付高	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工程	12 区画線工		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	
						出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工程	13 道路付属物工		道路附属物工（視線誘導標）（距離標）	高さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工程	13 道路付属物工		道路附属物工（鋼製大型視線誘導標）	設置高さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	1 一般事項	1 2 3	切込砂利 砕石基礎工 割ぐり石基礎工 均しコンクリート	幅厚さ	40m又は1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	2 法留基礎	1	法留基礎工（現場打）	幅高さ	40m又は1 施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	3 法留基礎		法留基礎工（プレキャスト）	据付状況	40m又は1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4 既製杭工	1 2 3	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	偏心量	1 施工箇所に1回 〔打込後〕	
						根入長	1 施工箇所に1回 〔打込前〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
						杭頭処理状況	1 施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4 既製杭工	4	鋼管ソイルセメント杭	偏心量（鋼管杭・掘削心）	1 施工箇所に1回 〔打込後〕	
						根入長（鋼管杭・ロッド）	1 施工箇所に1回 〔打込前〕	
						数量、杭径（パイロット杭径）	全数量 杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後 〔打込後〕	
						杭頭処理状況	1 施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	

(旧) 令和6年10月版

7 写真管理基準
第1編 共通編 第3章 一般施工 第3節 共通の工程

共通編・一般事項

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工程	11 路側防護柵工	1	ガードレール	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況 ※根入長（基礎）	1 施工箇所に1回 （※印は現場打ち部分がある場合） 〔施工後〕	
						ビーム取付高	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工程	11 路側防護柵工	2	ガードケーブル	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況 ※根入長（基礎）	1 施工箇所に1回 （※印は現場打ち部分がある場合） 〔施工後〕	
						ケーブル取付高	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工程	12 区画線工		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	
						出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工程	13 道路付属物工		道路附属物工（視線誘導標）（距離標）	高さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工程	13 道路付属物工		道路附属物工（鋼製大型視線誘導標）	設置高さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	1 一般事項	1 2 3	切込砂利 砕石基礎工 割ぐり石基礎工 均しコンクリート	幅厚さ	40m又は1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	2 法留基礎	1	法留基礎工（現場打）	幅高さ	40m又は1 施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	3 法留基礎		法留基礎工（プレキャスト）	据付状況	40m又は1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4 既製杭工	1 2 3	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	偏心量	1 施工箇所に1回 〔打込後〕	
						根入長	1 施工箇所に1回 〔打込前〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
						杭頭処理状況	1 施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4 既製杭工	—				

備考

諸基準の改定に伴う変更